

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20211102	みやび運輸 株式会社(法人番号6040001030301)代表者:東本 利秋	東京都江戸川区東瑞江1-29-3 クレインヨシヌマ301	本社	千葉県市川市福栄3-19-1-106	許可の取消し	貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和3年2月10日及び同年3月15日、監査を実施。19件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(11)運行管理者の選任違反(貨物自動車運送事業法第18条第1項)、(12)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(13)輸送の安全確保の命令違反(貨物自動車運送事業法第23条)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(16)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(17)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(18)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(19)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	107	81
20211102	明星運送 株式会社(法人番号9011702011531)代表者:浅木 正雄	東京都江戸川区西瑞江4-25-11-404	本社	東京都江戸川区東瑞江2-22-59	許可の取消し	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和2年12月15日、同年12月22日及び令和3年4月7日、監査を実施。22件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)アルコール検知器備え義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(12)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(13)運行管理規程の制定違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(16)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(17)運送約款の無揭示(貨物自動車運送事業法第11条)、(18)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(19)損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(20)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(21)事業者の住所の変更未届出(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号)、(22)事業者たる法人の役員変更未届出(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)	83	77
20211102	有限会社 ショウエイエンジニアリング(法人番号6030002056874)代表者:小西洋一	埼玉県北足立郡伊奈町小室6930-1	本社	埼玉県北足立郡伊奈町小室6930番地1	輸送施設の使用停止(15日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月26日及び同年5月26日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)整備管理者の選任(変更)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20211102	有限会社 上村商事(法人番号3060002035829)代表者:上村 大輔	栃木県足利市駒場町899-4	本社	栃木県足利市駒場町899-4	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和3年4月23日及び同年5月10日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)整備管理者の選任(変更)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)	2	2
20211102	南総安房運輸 株式会社(法人番号8040001073678)代表者:石川 正益	千葉県館山市那古1628-1	鴨川	千葉県鴨川市花房644-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20211109	株式会社 保士ヶ谷物流(法人番号2020001091539)代表者:七田 喜昭	神奈川県横浜市保士ヶ谷区岡沢町321番地37	本社	神奈川県横浜市保士ヶ谷区岡沢町321番地37	輸送施設の使用停止(115日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年12月9日及び令和3年3月12日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)	12	12
20211109	有限会社 齋藤建築(法人番号4040002073342)代表者:齋藤 貴雄	千葉県市原市神代306番地	市原	千葉県市原市青柳1230-1-106	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年4月14日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17
20211109	株式会社 川翔プログレス(法人番号9010401062159)代表者:川嶋 浩嗣	東京都港区芝浦1-4-1芝浦SFビル6階	埼玉東	埼玉県越谷市大成町7-1644-1-101	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年5月19日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)	3	3
20211109	株式会社 新星運輸(法人番号8070001010389)代表者:瀧野 直樹	群馬県高崎市箕郷町柏木沢1971-12	本社	群馬県高崎市箕郷町柏木沢1971-12	輸送施設の使用停止(59日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和3年8月5日、同月6日及び同月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	29	6

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20211109	株式会社 エイワ(法人番号7070002026006)代表者:天川由起子	群馬県渋川市半田563-3	本社	群馬県高崎市箕郷町柏木沢1953-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年9月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20211109	有限会社 狩野商運(法人番号3070002026117)代表者:狩野政雄	群馬県北群馬郡吉岡町北下276	本社	群馬県北群馬郡吉岡町北下276	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年9月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	21	0
20211109	群馬冷凍輸送 有限会社(法人番号4070002022049)代表者:川上治男	群馬県佐波郡玉村町飯塚205-11	本社	群馬県佐波郡玉村町飯塚46-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年9月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20211126	有限会社 茂呂商事(法人番号5060002029928)代表者:茂呂文義	栃木県小山市下国府塚723-2	本社	栃木県小山市下国府塚723-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月26日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20211130	有限会社 竹井商事(法人番号3050002015559)代表者:竹井守	茨城県小美玉市羽刈387-2	本社	茨城県小美玉市羽刈387-2	輸送施設の使用停止(190日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法第25条第2項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和3年3月10日及び同年3月17日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	19	19

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)